



## 乗務不適は恣意的判断だ！ 本人が納得できる説明をせよ！ 申第16号に対する団交開催

本部は2月5日、昨年12月23日に提出した「組合員の運転士・車掌業務不適格とした医学適正に関する申し入れ」（『申第16号』）に対する団交を開催しました。この申し入れは、目の点眼治療をしている組合員が急遽、運転士・車掌の乗務不適格を告げられたことに対する申し入れです。当該組合員は、8月に会社からJRセントラル病院での検査を指示され、受診後「検査結果、乗務員不適格との結果が来た」と指導科長から連絡がありました。産業医から何ら具体的な検査結果の開示や、説明も一切なく、ただ単に産業医の判断で乗務不適とされたことは問題があるとして、不適格になった根拠などの説明を要求しました。

会社は「法令に基づき医学的知見を以て実施した。検査の公正性を維持するため、判定結果のみを上長及び本人に伝えることとしており、具体的な数値等の記録を明らかにする考えはない」と、不誠実極まりない回答をしました。

本部は、「具体的数値を伝えなければ本人は納得しない。納得いく回答を出させるために団交を申し入れた。国交省でも判定基準が定められており、この間、主治医の判断で問題なく乗務してきた。通常なら、健康診断の結果で問題が発生してからセントラル病院で精密検査となるが、当該組合員は健康診断を受けずにいきなりセントラル病院での検査となった。順番が違う。疾病の進行状況すら説明しないと、本人の生活設計にも大きな影響が出る。本人にキチンと説明せよ。会社は、組合員を職場から追い出し、組合掲示板を撤去すために、恣意的に仕向けた。だから、検査結果を公表できないのだ」と抗議しました。

会社は「産業医が検査結果を見て総合的に判断している。恣意的ではない」と、事実を隠すかのような言い訳に終始し、団交は対立で終了しました。